

令和元年度第九回（十二月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和元年度諫早市農業委員会 第9回総会議事録

1 開催日時 令和元年12月26日(木) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農業委員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 末永 進 8番 菅原篤博 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 12番 馬場誠治 13番 増山太大

14番 横田親紀 15番 澤久 進 16番 西尾正信

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人)

会 長 20番 山開博俊

農業委員 11番 西村ふじ子

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 農地改良等届出書受理の件

第7号 非農地通知届出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和元年度 諫早市農業委員会 第9回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総
会が成立していることをご報告いたします。

なお、11番・西村委員、20番・山開委員から欠席の届出がっております。
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規
定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に7番・末永委員、14番・
横田委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の
許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見
聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」
について説明します。今回は2件の農用地利用計画変更に伴う意見聴取がございま
す。これは軽微な変更よるもので、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたも
のでございます。

1番、本明町の農地、畑1筆446㎡を農業用倉庫用地とするために農用地区域
の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申出人は本明町と飯
盛町で農業を営んでいます。農業用倉庫については平成13年に農地を購入した際
には既に建設されており、今回はその倉庫における追認の申請となります。譲受後
から現在まで農機具、トラクターなどの農業用機械及び馬鈴薯の保管のため使用し
ており、今後も必要であることから、農業用施設用地へ変更する申出となっております。
農地法の用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請を予定されていま
す。

2番、飯盛町後田の農地、畑1筆430㎡を堆肥舎用地とするために農用地区域

の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申請地についてですが、平成21年に申請者が農地を購入しておりますが、その時にはすでにボーリングの貯水タンクが設置されており、その後改修し、堆肥舎として使用しております。今回はその堆肥舎における追認の申請となります。今後も堆肥舎が必要であるため、農業用施設用地へ変更する申出となっております。農地法の用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。議案第1号については、以上となっております。

議 長 　　ただいま、説明がありましたが、1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 　　ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議なし」と意見することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 　　ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議なし」と意見することに決定いたします。

議 長 　　次に、2番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 　　ご質問がないようですので、2番の農用地区域からの用途変更は「異議なし」と意見することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 　　ご異議がないようですので、2番の農用地区域からの用途変更は「異議なし」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) 　　次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 　　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、小野町の農地1筆、428㎡について、耕作に便利なため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,406.42㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや草刈機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に9年間従事され、譲受人宅から申請地までは約100mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、赤崎町の農地1筆、209㎡、黒崎町の農地1筆366㎡計575㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,562㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に16年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、小長井地区、小長井町大峰の農地2筆、2,167㎡を農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,417㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所

有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に28年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。以上で説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番と2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、大根等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、大豆、小豆等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、赤崎町の田1筆35㎡の農地について、住宅用地の拡張とする追認の申請となります。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については一団の農地が10ヘクタール以上広がる第1種農地に該当しておりますが、集落に接続するため不許可の例外に該当します。申請地ですが、雨水については道路側溝へ放流し、平成5年頃に増築しており、農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。また、隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

議案第3号の説明については、以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を説明します。

1番は令和元年7月29日付31諫農委第408-1号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。目代町の畑1筆1,109㎡の農地を太陽光発電施設用地としてパネル288枚を設置する申請でしたが、南側の日照時間が短く発電効率が悪く、機能を果たさないことから、申請地内における太陽光パネル配置及び設置枚数の変更の申請となります。なお、パネル枚数は252枚へ変更となっております。

2番は令和元年5月29日付31諫農委第128-1号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。高来町三部巻の田1筆663㎡の農地を資材置場用地として申請でしたが、車の乗入れ位置及び配置計画を変更する申請となります。当初、車の乗入れ位置を申請地の南側と計画しておりましたが、これを中央部に変更し、これに伴い、積み降ろし等で使用する通路を中央部に設け、また、北側に配置している資材の配置を変更するものとなっております。

議案第4号は以上です。

議長 議案第4号の説明がありましたが、1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり計画変更を承認することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、計画変更を承認することに決定いたします。
議 長 次に、2番について、何か質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり計画変更を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、計画変更を承認することに決定いたします。
議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、天満町の畑1筆822㎡について太陽光発電施設用地に転用し、パネル288枚を設置する申請です。契約内容は賃貸借20年。設置面積は822㎡、売電単価は18円です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路を挟んで東隣にある太陽光発電施設用地内の排水路を経由し、市道の道路側溝へ放流します。排水施設の流量計算表の提出があり、市道路課にて確認済でございます。隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

2番、目代町の登記地目は宅地、現況地目が畑となっている農地2筆、計152.1㎡について、隣接している太陽光発電施設用地を拡張し、パネル36枚、隣接地と合わせ計288枚を設置する申請です。契約内容は賃貸借20年。設置面積は全体で935.71㎡、売電単価は18円です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、現状のまま利用し、雨水は西側にある市道の道路側溝へ放流します。排水施設の流量計算表の提出があり、市道路課にて確認済でございます。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

3番、有喜町の畑1筆480㎡について、駐車場用地4台分とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、480㎡のうち有効利用面積が198㎡となり、土羽については法面保護をし、地面は碎石舗装を実施します。雨水については自然流下にて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

4番、西里町の畑2筆1,866㎡を特定建築条件付土地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、造成後、現場の擁壁を残し土砂の流出を防ぎ、建物は木造平屋建ての住宅を6棟建築します。雨水は水路へ、汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認

しています。また、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可については本日付けで許可されております。

5番、長田町の田1筆932㎡について、自動車整備工場のための整備車両用駐車場用地26台分とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については長田出張所から300m以内にあり、第3種農地に該当します。申請地ですが、地面については盛土を実施し、転圧後に砂利舗装を実施します。また、北側及び東側にコンクリートブロック積をし、土砂の流出を防止します。雨水については自然流下にて水路及び道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

6番、正久寺町の田1筆469㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は売買。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、建物は木造二階建てで、建物の基礎部分のみ盛土実施し、その他の宅地内については現状のまま利用します。雨水は雨水枡を経て道路側溝へ、汚水等については農業集落排水へ接続します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

7番、森山町上井牟田の田1筆388㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は使用貸借権設定の永久。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については一団の農地が10ヘクタール以上広がる第1種農地に該当しておりますが、集落に接続するため不許可の例外に該当します。申請地ですが、造成を実施せず現状のまま利用し、建物は木造二階建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

8番、飯盛町里の畑1筆839㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、839㎡のうち有効利用面積が435.18㎡となり、西側から北側の周辺については切土を実施した後に法面保護を実施し、南側から東側までは擁壁を新設します。建物は木造二階建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

9番、飯盛町里の田1筆14㎡について、通路用地とするもので、追認の申請となります。契約内容は贈与、区域区分はその他区域、農振白地でございます。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、平成元年頃から住宅用通路として利用しており、雨水については道路側溝へ放流し、隣接する農地はありません。農地を許可なく転用していたということで顛末書の提出がっております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

10番、飯盛町里の田及び畑2筆計45.06㎡の農地について、駐車場及び通

路用地転用する申請で、通路用地については追認とする申請でございます。契約内容は畑については売買、田については贈与となります。区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、切土後転圧を実施し、雨水は側溝へ放流し、隣接する農地はありません。田については平成元年頃から通路として利用しており、農地を許可なく転用していたということで顛末書の提出がっております。資金については融資証明で確認しています。議案第5号については以上となっております。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番について、担当地区の推進委員と現地調査を行いました。土地利用計画図、被害防除計画書、それから流量計算書等も提出されております。申請地の周辺は太陽光発電施設ばかりの所で、添付書類も揃っていることから、地区協議会では、やむを得ないのではないかと意見でした。まず1番について審議をお願いします。

事務局 1番につきまして、補足説明させていただきます。隣接地において同一事業者から、平成30年7月と12月に太陽光発電施設とするための転用申請があり許可、設置済みです。また、南側の山林も太陽光発電施設にしており周辺一帯が連なっています。合計すると3,000㎡を超える広さとなりますが、排水に関しては申請地の周辺部を含めたところで流量計算をしています。ただし、一気に道路側溝に流れ込むようになっていることから、地区別協議会において、許可をするときに、調整池等の設置をするなどして一旦溜めてから排水してもらえないか申請者をお願いしてもらいたいという意見がありました。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 添付資料もあり申請に不備はないが、一連の開発が行われ周辺一帯が太陽光発電施設となっており、排水に関する懸念があるということで、許可をするにあたっては、拘束力はないが、調整池等を設置してもらえないかという意見があったということ伝えて許可ということでやむを得ないのではないかと。

議長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は意見を伝えて許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は意見を伝えて許可することに決定いたします。

委員 次に2番について説明します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議しました。申請地は登記地目が宅地ですが、現在、建物はなく、現況地目が畑となっていたところでした。隣接地については以前、転用の許可をして、太陽光パネルが設置されておりますが、申請地については、太陽光パネルの基礎があり、事前着工していたように見受けられました。地区別協議会で色々ご意見をいただいた訳ですけれども、申請者については、これまでも事前着工をしていた経過があることから、今回については、きれいに畑に復元をしてから申請をやり直した方が

いいのではないかという意見になりました。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
委 員 今回、農地への復旧がされていないということで、これまでも事前着工が
議 員 ありますので、農地への復旧を前提に保留という形をとることが適正でないかと思
います。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 2番は、きちんと農地に復旧された段階で審議するというのでよろしいでしょ
うか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は農地に復旧された段階で審議することに決定
いたします。

議 長 次に、3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会
で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思
われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 3番についての説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番から6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番の補足説明を致します。

4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の
ほどよろしく申し上げます。

委 員 5番の補足説明を致します。

5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土
地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の
ほどよろしく申し上げます。

議 長 4番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することに決定い

たします。

議 長
委 員

次に、7番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

7番について補足説明を致します。

7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。なお、両者は親子関係でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長

ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長
議 長
委 員

ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。

次に、8番から10番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

8番の委員補足説明を致します。

8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

委 員

9番と10番の委員補足説明を致します。

9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

議 長

8番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長

ご質問がないようですので、8番から10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長

ご異議がないようですので、8番から10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長
(議案第6号)
事 務 局

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,632㎡を、耕作に便利のため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、川内町の農地1筆、2,511.19㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

3番、長田地区、高天町の農地1筆、816㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

4番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1,085㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

5番、高来地区、高来町平田の農地4筆、2,464㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

6番、有喜地区、天神町の農地2筆、3,753㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

7番、飯盛地区、飯盛町佐田の農地1筆、346㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、いちごの生産を主体に経営されています。

以上、1番～7番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第6号の説明がありました。1番から7番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6,7号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の8番から15番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第6号の8番から15番、議案第7号の1番から6番について説明します。

議案第6号の8番、小野地区、小野町の農地2筆、2,358㎡を、議案第7号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の9番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、483㎡を、議案第7号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用につながります。

議案第6号の10番、飯盛地区、飯盛町山口の農地2筆、1,884㎡を、議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定

を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の11番、飯盛地区、飯盛町山口の農地4筆、3,358㎡を、議案第7号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の12番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、1,217㎡、
13番、高来地区、高来町坂元の農地1筆、575㎡、
14番、高来地区、高来町坂元の農地2筆、1,505㎡、
15番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、2,920㎡の計6,217㎡を、議案第7号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、レタス、ブロッコリー、赤シソの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第7号の配分計画の変更について説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、高来地区、高来町金崎の農地2筆4,093㎡について、議案第7号の6番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年7ヶ月となっています。

以上 第6号議案の8番から15番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第7号議案の1番から6番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第6号の8番から15番、また、議案第7号の1番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の8番から15番を許可し、議案第7号の1番から6番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号の8番から15番を許可し、議案第7号の1番から6番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第8号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

(議案第8号) 事務局 地区別協議会で決議の経過について、説明をしておりますので、この決議(案)を読み上げますので、ご承認いただければと思います。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和元年12月26日諫早市農業委員会以上です。

議 長 議案第8号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については承認することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。

小栗・飯盛地区から1件、有喜地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から1件、高来地区から1件、合計5件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から2件、有喜地区から1件、長田地区から1件、森山地区から1件、合計5件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の2件と長田地区の1件は耕作者を変更するため、有喜地区の1件は、売買するため、森山地区の1件は転用するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、貝津町の田3筆、計728㎡を住宅及び駐車場用地にする届出です。

2番、多良見町中里の畑146㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、栄田町の原野（現況 畑）291㎡を住宅及び駐車場用地にする売買の届出です。

2番、栄田町の畑76㎡を住宅用地にする交換の届出です。

3番、栄田町の畑2筆、計876㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 4番、川床町の畑2筆、計940㎡を駐車場用地にする売買の届出です。
 5番、小野町の畑221㎡を駐車場用地にする贈与の届出です。
 6番、真崎町の畑317㎡を住宅用地にする使用貸借の届出です。
 7番、多良見町中里の田2筆、計995㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、多良見町木床の畑1筆278㎡の一部41.85㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

報告第6号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、久山町の田1筆1,200㎡について、田畑転換する届出です。高齢となり現地での稲作が困難となっているため、田畑転換を行うものです。工事後はバレイショ等を作付する計画となっております。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

有喜地区から2件、本野地区から2件、長田地区から2件、多良見地区から1件、高来地区から2件、小長井地区から1件、合計10件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	2件。
議案第2号	農地法第3条許可	3件。
議案第3号	農地法第4条許可	1件。
議案第4号	農地法第5条許可後の計画変更の承認	2件。
議案第5号	農地法第5条許可	9件。
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	15件。
議案第7号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	6件。
議案第8号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議	1件。

以上、審議件数は、全部で39件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長
事 務 局
議 長

なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

特にありません。

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第9回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)